

埼玉県川口市長措置請求書

埼玉県川口市長に関する措置請求の要旨

1、請求の要旨

川口市では、毎年、各町会が主催する新年会の際、その通知を受けたものについては清酒二本を届けている事実がある。この事実は相当以前より慣習化され継続されている。町会、自治会等は任意団体であり、その新年会に市が公金を使い清酒を出すことは財務会計上、違法かつ不当である

支出の違法性、不当性は以下のとおりである。

- ① ① 地方自治法第一条。「・・・民主的にして能率的な・・・地方公共団体の健全な発展・・・」
- ② ② 地方自治法第二条十二項。「・・・法令の規定は地方自治の本旨に基づいて、これを解釈し・・・」
- ③ ③ 地方自治法第二条十三項。「・・・事務の処理・・・最小の経費で最大の効果を上げなければ・・・」
- ④ ④ 地方財政法第四条。「・・・経費は・・・必要且つ最小の限度を越えて・・・支出してはならない」

また、社会通念上許される範囲と主張するであろうが、行政は一般企業、個人とは異なり公金を預かる立場にあり、安易に慣習に従う行為は行政の自覚に欠ける行為でもある。

川口市の町会は特定政党の支持基盤としての機能を持つことは市民の多くが認識し、マスコミに報道されてもいる。この様なことを十分承知している行政が公金を使い、酒を届ける事は地方自治法の本意にも違反するところである。

従って、本件行為が前記の法に違反した公金支出であることは明白である。よって川口市長永瀬洋治および全ての支出手続き担当者等は本件「町会の新年会に清酒二本を届けた行為」の清酒購入費用を全額、市に返還し、今後実施しないよう勧告されたい。

2、請求者

埼玉県川口市 (注：氏名は削除)
埼玉県川口市 (注：氏名は削除)
埼玉県川口市 (注：氏名は削除)
埼玉県川口市 (注：氏名は削除)
埼玉県川口市 (注：氏名は削除)

地方自治法第二百四十二条第一項の規定により 別紙事実証明書 を添え必要な措置を請求します。

平成九年五月二十九日

埼玉県川口市監査委員様